

審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第 3 条第 1 項（許可の基準）、質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 2 条、第 3 条（質屋の許可の申請）
審 査 基 準：質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線3032）
備 考：